

『源氏物語』「夕顔」巻に現われる二重（最高）敬語について

飯島裕三

はじめに

『源氏物語』という作品は敬語の使い方に厳密な規則性があり、いわゆる二重敬語（最高敬語）で待遇される人物が限られていることはよく知られた事実である。たとえば第二十帖「絵合」、二十一帖「松風」に至ると、それまでの光源氏に対する敬語の待遇に変化を生じ、地の文において時々二重（最高）敬語と認められる使用がみられる。「絵合」巻は絵画をこよなく好む帝の寵をめぐって、弘徽殿女御と斎宮の女御が物語絵の優劣を競うという内容で、この時光源氏は三十一歳になっていた。「須磨」「明石」での辛い流謫の日々を乗り越え、その後都へ召喚されるや権大納に昇進（明石）、光の血を引く冷泉帝が即位し、その翌年には内大臣に昇進する（滯標）ことにより、世の中の領導者としての地位を確立する。そうということが背景となり、二重敬語で待遇され始めたと考えられる。その「絵合」の例を次にあげる。いづれも主語は源氏である。

殿に古きも新しきも絵ども入りたる御厨子ども開か①せたまひて、女君もろともに、いまめかしきはそれそれと選りとのへ②させたまふ。

（日本古典文学全集『源氏物語』2 小学館〔一九九四年版〕「絵合」三七七頁

以降の『源氏物語』本文の引用は同書による）

かの旅の御日記の箱をも取り出で③させたまひて、このついでにぞ女君にも見せたてまつりたまひける。（同・三七八頁）

右の用例は「使役＋尊敬」と考える余地も残されるが、②の用例は二重敬語と解釈することによって人の手を介することなく、自らが率先してこの行事に打ち込む源氏の真剣さが伝わる。それは次の用例で一段とはつきりする。

中にもことなるは選りとどめたまへるに、かの須磨、明石の二巻は、思すところありてとりませさせたまへりけり。

（同・三八三頁）

決着のなかなかつかない総合であったが、帝の御前で最終的な決着をつけようと考えた源氏は、自分の秘蔵の須磨・明石の日記絵二巻を齋宮の女御方の出品作品の中にお混ぜになった、というのであるからここは二重敬語以外には考えられず、そこから先に引用した例文も「使役+尊敬」と考えるよりも、二重敬語と解釈するのがふさわしいと思われる。この他にも「絵合」「松風」両巻の中には光源氏に対して二重敬語を使用しているとしたか考えられないものが数カ所存在するが、それらの二重敬語は恣意的に使われるのではなく、そこにはある法則性があると考えられる。それはその人物の行為、行動が帝・后に関わるような公的な性格を有すると判断される時に限り用いられ、男女や親子間の私的な場合には用いられないというものである。つまり源氏の昇進によって帝や后に近侍することが多くなり、それまでの巻とは比較にならないほど源氏の行動には公的な意味合いが強くなる。それに応じた形で敬語の待遇にも変化が生じたと考えられる。しかし以上述べたことと矛盾するように、第四帖の「夕顔」巻において、まだ若い光源氏に対してすでに二重敬語の使用例が報告されている。その時光源氏は十七歳であり中将であった。なぜこのような異例の待遇表現がこの巻にのみ存在するのだろうか。

そもそも二重敬語と呼ばれる「せたまふ」「させたまふ」の「せ」「させ」は本来使役の助動詞であり、最高位に属する者は幼少時より他人を使って生活することが常態化しており「せ(させ)・たまふ」、という言い方が慣用化していった。その表現法が慣例化される過程で他人を介在しない自分自身の行為においても使用されるようになった。これが二重(最高)敬語の起源と考えられる。例えば「帝、后に歌詠ま・せ給ふ」とあれば、帝が后に「歌を詠ませ・なさる」という使役の形が元の表現としてあり、今度は帝自身が歌を詠む場合にもこの慣例的な語法が使われ、「帝歌詠ま・せ給ふ」という本来の使役の意味が変化し、そこに至高の敬意を表す二重敬語という表現が成立した。しかしそういう成立過程から生じる問題点として、二重敬語で使用されているのか、それとも「使役・尊敬」の意で使用されているのかが判然としない場合が生じるということは、先ほどの「絵合」巻でも問題にしたところである。「歌詠ませ給ふ」という一文でも、「(誰かに)歌を詠ませなさる」のか、それとも「(自分自身が)歌をお詠みにな」るのかは、前後の文脈を考慮したうえでなければ確定は出来ず、それを決定するのは場合によっては簡単なことではない。もしかしたら当時両者を区別する何らかの手段(たとえばアクセントの違いとか)が存在したのかもしれない。それはさておき以上のような問題点も含めこの小論では「夕顔」巻に現われる二カ所の二重敬語表現を検証し、『源氏物語』の敬語意識の一端を解き明かしていきたいと思う。

一 「二重敬語」か「使役・尊敬」か

「せ・させ給ふ」が文脈の中で「二重敬語」なのか「使役・尊敬」なのかを判断することは、前段でも触れたように場合によっては文脈によって判断するしかない。例えばよく知られた敬語問題の事例として「桐壺」巻の次の一節が挙げられる。

御局は桐壺なり。あまたの御方々を過ぎさせたまひてひまなき御前渡りに、人の御心を尽くしたまふもげにことわりと見えたり。まうのぼりたまふにも、あまりうちしきるをりをりは、打橋、渡殿のここかしこの道にあやしきわざをしつつ、……

〔桐壺〕二〇頁

桐壺更衣の住まいは、後宮の中でも最も奥まった淑景舎（桐壺）であり、帝の方からわざわざそこまで訪れることはあり得ないと考えたことから、従来ここは桐壺更衣が主語となり、「あまたの御方々を過ぎさせたまひて」つまり、「（更衣は）他の女御、更衣の坊舎の前をお過ぎあそばされて」、と二重敬語で解釈されていた。そうすると桐壺更衣に対してここでは異例の二重敬語というきわめて高い敬語が使用されたことになる。だがこのことに関して北山谿太氏が、

主語を桐壺の更衣と見る説もあるが、やはり帝と見るのが正しい。第一には、更衣と解しては、下の「まうのぼりたまふ」と重複することになるし、第二には、作者が、この更衣に対して、崇敬の意味の「させ給ふ」や「せ給ふ」を、地の文に用ひた例がないからである。^{（注二）}

と述べられ、今日ではこれが妥当な解釈として受け入れられている。この解釈の導入によって帝の方がわざわざ淑景舎まで出向いていったことが鮮明になり、帝が人目も気にせずに更衣にのめり込む激しい寵愛の様子がいつそう明らかになる。これも二重敬語を、最上位に属する方へのみ限定的に使用するという、『源氏物語』の規則的な敬語法が正しい解釈を導き出した一つの例である。『源氏物語』の敬語の使用法については玉上琢彌氏が次のように述べていることも参考になる。

当時の文学作品を、現代に生きるわれわれが残りにくく理解し尽くすということは不可能であろう。当時の人々は、自分の言語生活の法則を破った文章におもしろさを感じるであろうが、その文章に、われわれは悩まされているかもしれない。文章

の陰翳の数多くは見逃してすましているかも知れない。敬語も、文学作品にあつては、微妙な陰翳をかもし出す力の一つとなつている。簡単に法則的なものは見いだされぬし、立証に至つてはすこぶる困難であり、そのため、自分一個の独断的
 空想(注三)としか思われぬかも知れない恐れがある。

言語の実際的な使用は簡単な法則では把握しきれず、話し手、書き手の複雑な心理を背景とする観点が必要であるという指摘である。また『源氏物語』の言葉遣い、特に敬語には登場人物のその時々心理が反映されていると思われ、それを解明することは現在では容易なことではないという主旨である。

ではまず「夕顔」巻で問題となる、敬語使用の例外的使用例の二カ所を確認することから始めよう。

(一) 御車入るべき門は鎖したりければ、人して惟光召させて、待たせたまひけるほど、むつかしげなる大路のさまを見わたしたまへるに、
 (傍線筆者・以下同 一三五頁)

もう一カ所は源氏が夕顔をながしの院に連れ込み、そこで物の怪に襲われた直後の記述である。

(二) この院の預りの子、むつましく使ひたまふ若きをのこ、また上童ひとり、例の随人ばかりぞありける。召せば、御答して起きたれば、「紙燭さして参れ。随人も弦打して絶えず声づくれと仰せよ。人離れたる所に心とけて寝ぬるものか。惟光朝臣の来たりつらんは」と問はせたまへば、「さぶらひつれど仰せ言もなし、暁に御迎へに参るべきよし申してなむ、まかはべりぬる」と聞こゆ。
 (二六五頁)

この二カ所はともに、光源氏に対して例外的に二重敬語が使用されていると考えられる場面である。なぜまだ身分も低く、十七歳という若さの光源氏に突然最高位の待遇表現が使用されるのか、規則的な敬語使用を行うと考えられる『源氏物語』においては極めて異例な待遇表現といわざるを得ない。

「夕顔」巻全体を調査する時に、源氏に対して「御」「おほす」「のたまふ」「おはす」「召す」などのさまさまな尊敬語が使用されるなか、四段活用の「たまふ」は一七〇回使用され、右の二カ所以外ではいづれも光源氏には「たまふ」が単独で使われ、その時の年齢・身分にふさわしい待遇表現になつている。とすればこの二重敬語の使用には玉上氏の言われるような、まだ我わ

れの捕捉しきれない理由が存在するのであろうか。そこで前段で指摘したように、この問題を考える時にまず順序として本当に二重敬語という捉え方が正しいかどうかの検証から入る。その検証の結果やはり従来通り二重敬語と考えるべきならば、次になせ十七歳の光源氏に最高位の敬語を使用するに至ったか、その原因を究明するという手順になる。次の段からはこの順序に従って作者の意図を明らかにしていくことにする。

二 乳母の社会的地位の検証

まず(一)の当該箇所を精査するためにもう少し前後の文脈を長めに引用してみることにする。

(一) 六条わたりの御忍びありきのころ、内裏よりまかだたまふ中宿りに、大貳のめのとのいたくわづらひて尼になりけるとぶらはむとて、五条なる家たづねておはしたり。

御車入るべき門は鎖したりければ、人して惟光召させて、待たせたまひけるほど、むつかしげなる大路のさまを見わたしたまへるに、(中略)

御車もいたくやつしたまへり、さきも追はせたまはず、誰とか知らむとうちとけたまひて、すこしさしのぞきたまへれば、かどはしとみのやうなる押し上げたる、見入れのほどなくものはかなき住ひを、あはれに、いづこかさしてと思ほしなせば、玉のうてなも同じことなり。

(一三五―一三六頁)

ここで使用される敬語の種類には接頭語の「御」や「おはす」「召す」「思ほす」などの補助動詞、敬語動詞なども存在する。中でも「たまふ」に限ってみれば問題箇所も含めて全部で六回使用されている。目が慣れてくると、前後の単独の「たまふ」のなかで当該の「待たせたまふ」はやはり突出した敬語表現という感じがしてくる。「新日本古典文学大系」は問題となる箇所の脚注に、「待たせ給ひ」は高い敬語表現。会話文以外で若い源氏に対して使うのは不審(一〇〇頁)と注を付しているが、確かにここは本来前後の敬語待遇の一致という観点からも「待ちたまひ」とあるべきところである。そこでまず前節で述べた手順に従い「待たせたまひ」が本当に二重敬語なのかの検証から始めよう。

この言葉の後に来る「さきも追はせたまはず」は前後の状況から(従者に)先払いもおさせにならず」という解釈以外にはあり得ないから、「せ」は当然使役となる。ならば今当該箇所になっている「待たせたまひ」の「せ」も尊敬ではなく使役と考

えることは出来ないだろうか。つまり従来の二重敬語と考える立場からいったん距離を置き、「せ」を使役と考え源氏が従者に命じて車をそこにお待たせになった、という解釈が可能であろうかということである。そうすれば光源氏への待遇表現は均一化され、敬語に関する矛盾は一応解消されることになる。そうした文法的な解釈を導入すると「人を使つて惟光をお呼びよせになつて、車をその場にお待たせになつた」ということになるだろう。しかしこの解釈になると、今まさに乗車している「車」を人に命じて駐車させるという回りくどい言い方となり、どことなく不自然さを感じる。ここは文脈上やはり「源氏は）人を使つて惟光をお呼びよせになつて、（そこに）お待ちあそばした」という解釈こそがすつきりと自然な感じがする。しかしそうなる敬語の使用法としては異例なものとならざるを得ない。

では今度は二重敬語としての観点から考えてみよう。二重敬語になる場合の理由として一つ考えられるのは、直後の一文「むつかしげなる大路のさま」とあることが挙げられる。高貴な出自の光源氏の存在を、周囲の猥雑な環境とはかけ離れた存在として際立たせる手法としての敬語表現と考えてみたらどうであろうか。つまり「むつかしげなる（むさ苦しい）」五条大路という空間に光源氏を置いた場合、あまりに不釣り合いな存在の異質性を強調するため、あえて二重敬語を用いたのではないかと考えるのである。ただそうだとすると何故他の源氏の行動には二重敬語が使用されないのかという疑問が生じる。すぐ後にある「見わたしたまへる」や「やつしたまへり」が、なぜ「見わたさせたまふ」や「やつさせたまへり」にならないのか。しかも「待つ」という動作だけに二重敬語を使用することで源氏の異質性・高貴性の効果が上がるとは考えにくい。そう考えるときに環境との対比による二重敬語説は安易に受け入れられない。では何故「待つ」という行為だけに二重敬語が使用されるのか。

このように考えをめぐらしている時に、この場面を解決する上で吉海直人氏の著書に大きく触発された。氏によれば『源氏物語』に先行する『住吉物語』で、住吉の姫君の乳母が危篤状態になった時乳母の見舞いに姫君が出かける描写があり、これが「夕顔」巻に影響を与えたと考えられるという。今その『住吉物語』の一節を引用してみると、

かくしつゝ、明し暮す程に、姫君の乳母、例ならず心ちおぼえければ、姫君の、ゆかしうおはしますに、立寄らせ給べきよし、侍従がもとへ言ひやりければ、忍びつゝ、おはしたりければ、乳母、起き出、泣くく聞こゆるやう、

（新日本古典文学大系『落窪物語 住吉物語』三二二頁）

ここでの侍従は姫君の乳母の実の娘であるから、二人は乳姉妹であり、ちょうど『源氏物語』における源氏と惟光の関係に当たる。傍線部「立寄らせ給」とあり、ここは二重敬語で「（姫君に）お立ち寄りくださる（ように）」という解釈になる。当時臣下

を見舞うことは本来あり得ない行為であったが、乳母を見舞うことだけは例外と考えられていたらしく、これと同じように乳母への見舞いの記事に影響を受けて成立した場面は、『源氏物語』より後に成立した『夜の寝覚』にも存在する。

東に、ただ呉竹ばかりを隔てたる所に、左大臣殿の中納言の御乳母の月ごろわづらひけるが、ここに渡りて尼になりける、訪ひに、それも今日の、いみじく忍びやかにておはしたり。「飽かずいみじ」と思ひきこえたるも見過ぐしがたく、程なく帰りたまはむも心苦しうおぼされければ、その夜たちとまりたまひつるに、（日本古典文学全集『夜の寝覚』二二六頁）

という箇所が見出され、吉海直人氏に言わせれば「主人が奉公人（女房など）の家へ見舞に行くことは珍しいのではないだろうか。少なくとも日常茶飯事ではなかったはずだ。」^(註五) といひ、古記録類などにも乳母への見舞いという例は散見することである。^(註五) 乳母への見舞いという行動が当時の人々には臣下を見舞う例外的行為として受け入れられたテーマであったことが分かる。

そこには養君と乳母との疑似親子関係ともいふべき濃密な人間関係が根底にあることは想像に難くない。しかしながら一方で現代の我われが見落としがちな、厳然とした主従としての身分関係が乳母と養い君の間には存在していた。

これらのことを勘案し、もう一度当該箇所の前後を読み返してみると、「御車入るべき門は鎖したりければ」と何気なく描かれている一節も、本来は臣下の身分としてはあつてはならないことであつた。我われは常識的に乳母の家は「中宿り」であり、源氏は何の連絡もしないで突然見舞いに訪れたのだから、門が閉ざされているのは当然であると考えてしまう。しかしそういう条件下にあつても、臣下の身分にある者が主君を門外に待たせるといふ行為は決して許されない行為であつたのである。その一つの証拠として、この記述の後に乳母の邸から出て来た惟光の言葉に注目すればその間の事情がよく飲み込める。

（惟光）「鍵を置きまどはしはべりて、いと不便なるわざなりや。ものあやめ見たまへ分くべき人もはべらぬわたりなれど、らうがわしき大路に立ちおはしまして」とかしこまり申す。
（二三七頁）

この惟光の言い訳は、源氏をこのような場所にしばらくの間でもお待たせしたことに対する後悔と謝罪の気持ちが生じたもので、臣下として礼を失した惟光の恐懼が表現されている。実はこのような社会的な背景を勘案することが、ここでの異常な待遇表現、つまり二重敬語使用の謎を解くカギとなる。二重敬語の使用によって通常はあり得ない「臣下見舞い」という特殊な事柄を描き出そうとしたという推測である。しかしここでの用例は「はじめに」で述べた、

二重敬語は恣意的に使われるのではなく、そこにはある規則性があると考えられる。それはその人物の行為、行動が帝・后に関わるような公的な性格を有すると判断される時に用いられ、男女や親子間の私事的な場合には用いられないというものである。

という考え方で矛盾しているように思われるかもしれない。だが乳母と養い君という関係を単なる疑似的な親子関係とは見ずに、二重敬語を使うことで公的な関係を匂わす手法として使われたと考えるのである。それにはもう一つ異なったねらいがあったと私は考える。それは皇子である光源氏が、臣下の立場にある乳母を見舞うことは、乳母の一族からすれば大変な名誉であったはずである。その主人を門前に待たすという怖れ多い事態を強調することは、とりもなおさず自分たちとは隔絶した地位にある皇族との普通以上の結びつきを強調することにつながる。見方を変えればこゝは二重敬語という表現が当時の乳母と養君の關係の特殊性を表わすと同時に、それが貴顕の乳母という立場にある者に与えられる栄光を描こうとしていたのではないかと考えられる。それは作者紫式部にも乳母の出自に共感する目線があったからこそ描きだすことの出来た一場面ではなかつたか。当時の乳母の社会的な地位の低さが、高貴な養君の見舞いによって栄光に包まれたものとなり、そこにもたらされた大きな喜びこそが、二重敬語の使用によって浮かび上がるように十分な計算がなされていたことが読みとれるのである。

三 誰が滝口か

例外とされる用法についての(二)の考察は前節で述べたとおりであり、そこには当時の身分制度を背景とした社会的な事情が反映していたということを論証した。それではもう一つの二重敬語の用例の考察に入ることにする。それは源氏が夕顔を「なにがしの院」に伴った後の奇怪な事態に遭遇する場面に現われる。少し長いが引用してみる。

(二) よひ過ぐるほど、すこし寝入り給へるに、御枕上にいとをかしげなる女みて、「おのが、いとめでたしと見たてまつるをば、尋ね思ほさで、かくことなることなき人を率ておはして、時めかしたまふこそ、いとめざましくつらけれ」とてこの御かたはらの人をかきおこさむとす、と見給。物におそはるゝ心ちしておどろき給へれば、火も消えにけり。うたておぼさるれば、太刀を引き抜きて、うちおきたまひて、右近を起こしたまふ。これも恐ろしと思ひたるさまにて参り寄れり。

(中略)

西の妻戸に出でて、戸を押し開けたまへれば、渡殿の灯も消えにけり。風すこしうち吹たるに、人は少なくて、さぶらふ限りみな寝たり。①この院の預りの子、むつまじく使ひたまふ若きをのこ、又②うへわらは一人、③れいの随人ばかりぞありける。召せば御答へして起きたれば、「紙燭さしてまゐれ。『随人も弦打ちして絶えず声づくれ』と仰せよ。人離れたる所に心とけて寝ぬるものか。惟光の朝臣の来たりつらんはと問はせ給へば、「(惟光殿ハ)さぶらひつれど仰せ言もなし、あか月に御迎へにまゐるべきよし申してなんまかで侍りぬる」と聞こゆ。このかう申すものは、滝口なりければ、弓弦いつきぐしく打ち鳴らして、「火あやふし」と言う言う預りが曹司の方に往ぬなり。内をおぼしやりて、名対面は過ぎぬらん、滝口の宿直申いまこそ、とおしはかり給は、まだいたう更けぬにこそは。

(「夕顔」一六四頁―一六六頁)

よく知られた箇所であるが、傍線部の「問はせ給へ」については、『岷江入楚』『湖月抄』の注をみると「せ」を役とは考えていないことが分かる。^(注)また『日本古典文学全集』の口語訳でも「お尋ねになると」(一六六頁)とあり、源氏に対する最高敬語と解していると思われる。そこでこの部分に関しては、(一)の用例と同じく例外的な敬語の使用法と考えられてきたことが明らかである。このような例外的な敬語の使用について、玉上氏は次のように説明される。

初期の光源氏に「―させ給ふ」が用いられた場合若干をあげて例外といったが、その場の人物が、(登場して科をする人物だけでなく、すべて読者の脳中に浮かぶ人物)特に低い者であったとき、一層高い段階の敬語が付くと考える。付かないはずの人も、はなはだしく身分の低い人々と一座するときは敬語が付くのだが、それと同じく敬語段階上昇の例である。^(注)

と述べられる。確かにこの場面では院の預かりの子や隨身といった、光とは桁違いに身分の低い者との同席や直接の対話までもが描かれている。そこでこのような場面では源氏の尊貴性を演出するために敬語の格上げが行われたという説明である。しかし登場人物の身分格差によって生じる現象だとするならば、「夕顔」巻ではこの法則が適用されてよい場面が他にも再三出現する。前節で論証した(一)の敬語使用の場合もある意味さういう中での特例な用例であったのだが、そこには二重敬語を使用することによって言外に或る感覚を醸し出すテクニクとしての使用であった。ではここで二重敬語を使う必然性があるのであろうか。その答えについては残念ながら玉上氏の説明では十分な答えは得られない。ここにも(一)の時のような我々がまだ知り得ない何らかの背景が存する可能性もあるが、そういうことを勘案した上で、ここを伝統的に二重敬語として解釈することに問題はないのかどうかを物語の筋を追いつながら再検討してみたい。

まず夕顔そしてその侍女の右近とともに「なにがしの院」の一室にこもった源氏は、物の怪に襲われる悪夢にうなされながら、目覚めると灯りも消えてしまっている。おびえきっていて頼りにならない右近をあきらめ、源氏自ら手をたたいて従者達を呼ぼうとするが何の応答もない。不気味さはかりがいっそうつのる。夢見るような思いで迎えた女との一時が、ただならぬ事態によって恐怖の一夜に急変したことに源氏自身おびえきっているのだ。それを気取られないために「うち笑」う行為で虚勢を張る源氏は、自ら妻戸を開けるのだが、何としたことか「さぶらふ限り」の従者達はみな寝入っている。ちなみに源氏の従者は「この院の預りの子（で）睦ましく使ひ給ふ若き男」、「うへわらは」それから「例の隨身」の三名のみである。^(注八)この邸の管理人である「預り」は息子を夜のお召しに備えて渡殿に伺候させ、自身は別棟の曹司に引きこもっていると考えられる。現在在使用されずに人気がないこの邸は、秘め事のためには最適の空間であったが、従者の数はあまりに少なすぎ危機管理という観点からはお粗末に過ぎたようだ。それも夕顔に身分を覚られぬように、「随人」と「うへわらは」ばかりを連れたお忍びが招いた結果であった。渡殿に出御した源氏は、まずそこにいる家臣に「紙燭さして参れ」と命じる。次いで「隨身も弦打ちして、絶えず声づくれ」と仰せよ。人離れたる所に心とけて寝ぬるものか。惟光の朝臣の来たりつらんは」と静寂から生じる恐怖を打ち払うかのように、矢継ぎ早に言葉が発していく。この発言から、渡殿にいたのは「院の預かりの子」と「うへわらは」であり、「仰せよ」の一言によって「隨身」はその預かりの子とは別の場所、とすれば渡殿ではなく恐らく庭先にいたのではないか。当然隨身というものは弓箭を帯びて伺候するものであるから、源氏の「隨身も弦打ちして、絶えず声づくれ」という言葉もこの場面では当を得たものである。

そういう位置関係を確認したうえでこの箇所を読みなおすと、「問はせたまへ」が最高敬語である以上、その返答である「さぶらひつれど仰せごともなし、暁に御迎へに参るべきよし申してなん、まかではべりぬる」と答えたのは当然「預りの子」となる。『岷江入楚』、『湖月抄』、など江戸時代の注釈書類、また『日本古典文学全集』、『新日本古典文学大系』ははじめ、管見の注釈書類ではそのように解している。そこで次の一節「このかう申す者は、滝口なりければ、弓弦いとつきよくしくうち鳴らして、『火危し』と云う言う、預りが曹司の方に去ぬなり。」という記述は、この預りの子が実は滝口であり、手馴れた扱いで弓弦をたくみに弾き鳴らし「火危し」と唱えながら、父親のいる曹司に向かって行ったという解釈になっていく。

しかしこの従来の解釈だと、随人に向けて発せられたはずの源氏の命令「隨身も弦打ちして、絶えず声づくれ」は、なぜか仲介者であるはずの預りの子が肩代わりした形になってしまふ。このことに関しては不思議な事に誰も疑問を呈していないようである。つまり随人の存在は完全に無視された形になっているのだ。また父の預かりが住んでいる曹司は引用箇所の少し前に、「べちなう（別納）の方にぞ曹司などして人住むべかめれど、こなたは離れたり。」（一二〇頁・三行）とあるから、預かりの

子は渡殿からいったん庭に降りて、そこに弓箭を帯びて控えている隨身を無視し、別棟の曹司に向かったことになる。しかもこの預かりの子は弓箭を帯びてこの渡殿に伺候していたのだろうか。または考えにくいことだが、随人から庭に下りた時に弓を借りたのであるうか。そうでなければ「弓弦いとききくしく打ち鳴ら」すことは出来ないはずだから。ここで当時の「弓」という武器について一言付け加えておく。当時の弓の大きさは七尺以上、八尺以下の寸尺が主に用いられ、滝口が持つ弓ならば七尺五寸（約二百五十^{注七}）の定寸サイズであると考えられる。そのうえ胡籙（やなぐい）を負い、太刀を佩帯していたはずである^{（注十）}。そのような具体的な姿をイメージすると、渡殿とはいえ本来屋外で使用する大きな弓を携えて渡殿に伺候するのは不自然なものを感じないだろうか。ただし調べると渡殿で弓を使用しないわけではなく、『今昔物語』巻二・二十五にも三条天皇がまだ春宮であったとき、源頼光が西の渡殿で弓と矢を渡され「辰巳の方向にある御堂の軒にいる狐を射よ」と春宮から命じられる話がある。ただこのときも頼光自身は弓箭を携帯して参殿したのではなく、他から無理矢理に渡されて使用したのであった。^{（注十一）}その他にも『平家物語』巻四「鵠」に

去ぬる寛治のころほひ、堀河天皇の御在位の時、しかのごとく主上よなくおびえさせ給ふ事ありけり。そのときの將軍義家朝臣、南殿の大床に候はれけるが、御惱の刻限に及んで、鳴絃すること三度の後、……

（日本古典文学全集『平家物語』巻四・三三三六頁）

またその直後の記事に、

頼政申しけるは、「昔より朝家に武士を置かるる事は、逆反の者をしりぞけ、違勅の者をほろぼさんがためなり。目にも見えぬ変化のもの仕れと、仰せ下さるる事、いまだ承り及び候はず」と申しながら、勅定なれば召しに応じて参内す。（中略）
我身は二重の狩衣に、山鳥の尾をもつてはいだるとがり矢二すぢ、滋藤の弓とりそへて、南殿の大床に伺候す。……

（同『平家物語』・三三八頁）

ちなみに「大床」とは寝殿造の簀子縁に面した部屋のことであるから、弓矢を持って邸の内に待機していたことになるが、これらは帝の異変が報告され、その警護には弓が必要という任務があらかじめ与えられているという前提条件があり、「夕顔」のケースと同等と考えることは出来ないだろう。

しかも預かりの子はこの後で、

紙燭持てまゐれり。右近も動くべきさまにもあらねば、近き御几帳を引き寄せて、「なほ持てまゐれ」との給。例ならぬ事にて、御前近くもえまゐらぬつ、ましさに、長押にもえのぼらず。「なほ持て来や。所にしたがひてこそ」とて召し寄せて見給へば、
(一一四頁・六行)

と室内にまで入り込む。その時に弓・胡縁は一体どこにいったのであろうか。渡殿に入る際に装備をはずし、渡殿に下ろして置いたなどという悠長な場面ではないはずである。そして何より大きな問題でありながら不思議と今まで指摘されずにきたことは、例えば有職故実書である『禁秘抄（禁秘御抄）』などにも記されるが、滝口は「員数廿人、無有官、大略同所衆、但白地（みだりに）不昇殿」とあるように、本来昇殿を許されない身分であるという事実である。それは彼等の身分の低さによるものとも考えられ、清涼殿東庭東北の御溝水の落口に詰所が与えられ、外回りを警護するのが彼らの本来の職務であった。もしも預かりの子が本当に滝口であるなら、そんな男が何故渡殿とはいいながら屋内に控えることが許されたのであろうか。禁中で「誰々か侍る」との蔵人の問いかけに、滝口が鳴弦を行い、名乗りをあげるいわゆる名対面は、滝口が昇殿を許されなかったために定着した作法であった。そのような滝口が渡殿に控えていたばかりか、源氏と女とのプライベートな空間にまで、いかに非常の時だとはいいながら入り込むことの不自然さに対する疑問を私は拭うことが出来ない。つまり預かりの子を滝口と考えると大きな矛盾がいくつも生じるのである。このことに関して今までの注釈書類は何も説明してはいない。つまり言い換えれば「問はせ給へ」を二重敬語と解釈すればどうしても文脈上に無理が生じるということである。ではこの矛盾を解消するためにはどうしたらよいのだろうか。次の段で従来とは異なる観点からこの問題を考えてみたい。

四 隨身滝口と下家司―その出自について―

ここでは滝口と下家司というものの属性、およびその出自という観点から問題を考えてみる。それは院の預かりが「むつまじき下家司にて、殿にも仕うまつる者なりければ」(一六〇頁・一二行)とあることに注目し、家司であるその子どもが一方で滝口武者であるということがあり得るのか、という疑問から始めよう。

従来滝口について本格的に論及したものは昭和の始めに吉村茂樹氏の「滝口の研究」^(註十二)以外はほとんど見られなかったといって

もよい。そのために不明な点多かったが、最近に至って新しい研究が次々と発表されている。吉村氏はかつて滝口という令外官の発生日として、「宮中の警護が次第におろそかになり清涼殿の警護に不安を感じられた宇多天皇のお考えがもとであった」（注・前掲書）、と論じられたが、こうした滝口の職務が物理的な外部の力から天皇を護るといふ近代的な発想に対して、野口実氏は、

滝口に本来期待されたのは宿直奏（とのいまうし）の時に言う鳴弦（めいげん）に示されるように、邪氣・穢れといった非物理的な外敵から天皇を護る、いわば『辟邪（へきじや）の武』を担う存在だったのである。（注十三）

という新しい考え方を示された。また高橋昌明氏も、

滝口の勤務が、暗殺や盗賊の侵入といった物理的な脅威から天皇を護ることを主眼としていた、と思うのは早計である。撰関期には盗賊が内裏の奥深く侵入したり、剣を抜いて禁中に侵入したりする事件がしきりに起こっている。天皇に危害を加えるつもりならたやすいケースがあったにもかかわらず、当局者は真剣な対策をとらなかつたし、滝口の警護の責任が問われたりした形跡もほとんどない。（中略）そこで注目されるのが、鳴弦である。弓に矢をつがえず、張った弦を手で強く弾き鳴らすことを鳴弦といい、弦打とも呼ばれる。当時弓は、武勇の象徴だけではなく、邪霊をはらい眼にみえぬ精霊を退散させる力のある呪具として、さまざまに用いられた。（中略）鳴弦は、その弦音によって妖怪や悪魔を驚かし、邪氣・ケガレをはらう役割を負っていたのである。（注十四）

と述べられ、最近の滝口に関する考え方は大きく変化してきたといえる。

今この考え方を「夕顔」の当該場面に当てはめてみるとどうなるだろうか。物の怪が現れるこの場面に物理的な力というものは役に立たず、それを退散させるためには人間の力を超えた「霊力」がどうしても必要とされた。それは「太刀を抜く」というこの物語の中でもきわめて特異な記述のあることから分かる（ちなみに「源氏物語」の中で太刀が抜かれるのは、ここ以外には「紅葉賀」で頭中将が源氏を冗談でおどす場面しかない）。しかも『源氏物語』では、滝口が登場するのはここだけに限られている。物語中随一ともいえる禍々しく怪奇なこの場面には、抜刀という異例な行動と合わせて、滝口の「辟邪の武」という悪霊を退散させる霊力が不可欠なものとされたのであった。そこでそういう力を持つと信じられる人物を作者は急遽登場させたの

ではないだろうか。その滝口の撰関期の実態を知る上で、次に挙げる米谷豊之祐氏の論考は大変参考になる。氏は滝口の選任方法に関して院政開始期までを二分し、滝口の性格や様態が変化していったことを細かく論じておられる。^{〔五十五〕}それをまとめると次のようになる。

第一期（宇多・三条帝在位時）この時期は滝口の任命に関しては蔵人頭が全面的な権限と責任をもっていた。天皇に直結する蔵人頭の命令に服して公にひたすら仕えるという姿勢が一般的である。しかし一条・三条朝になるとこの傾向が徐々に崩れてくる。

第二期（後一条・後三条帝在位時）十一世紀初期から後期に至る間で、撰関政治の極盛期に相当する。この期の滝口の特徴は、

- 1、蔵人頭による滝口任命が行われなくなり、公卿にその推挙権が分配された。
- 2、滝口は推挙を受けた公卿等への私的奉仕を深めていく傾向にあった。
- 3、滝口の勤務が懈怠し、宮廷内、外での評価が低落して行った。

ここで2にある「滝口の公卿への私的な奉仕」が大きな関心と呼ぶが、これについての具体例が『今昔物語集』に

今昔、六条ノ院ノ左大臣ト申ス人御（おはし）ケリ。名ヲバ重信トゾ申シ。其ノ大臣、方違ニ朱雀院ヘ一夜御ケルニ、石見ノ守藤原ノ頼信ト云シ者ノ、其ノ時ニ滝口ニテ有ケルガ、其ノ大臣ノ御許ニアリケレバ、其ノ頼信ヲ前立テ朱雀院ニ遣テ、「待居タレ」ト有ケレバ、頼信前立テ朱雀院ニ行ケルニ、
（巻第二十七 於朱雀院被取餌袋菓子語 第十二）

とあり、六条左大臣源重信（延喜二十二年（九二二）～長徳元年（九九五））に私的に仕えていた藤原頼信（一説に源頼信）という滝口のいたことが参考になる。1で指摘された公卿による滝口の推挙は長和五年（一〇一六）二月がその濫觴であると米谷氏は述べられるが、この資料はそれよりも早い時期、十世紀の末には滝口の家人化は始まっていたことを窺わせる。また藤原実資の「小右記」を見ると、長和四年（一〇一五）九月十四日の条に実資の養子である資平が、伊勢使に随行する旨の記事がありそのための隨身が給されるのだが、その中に「隨身滝口一人、同奏事由給往還上日」とあり、また同じ『小右記』の寛仁元年（一〇一七）七月五日には丹生、貴布禰の両社に「止雨奉幣」使を派遣するにあたり、「隨身滝口云々、丹生一人・貴布禰二人、随使申請云々」とあることから、滝口が隨身を勤めることは当時は十分あり得たことが判明する。

ところで滝口の出自についての野口実氏の調査によると、村上天皇から院政直前の白河天皇までのべ七三人の滝口を検出したところ、

彼等は氏別にみると、これらの多くが奈良時代以来の軍事貴族ないしは平安初期以来顕著な活動をみせる軍事官僚の氏に属し、藤原氏の場合でも武門たる利仁流、源氏では弓馬・相撲に長じた渡辺党の出身者が群を抜く。したがって滝口は『滝口武者』と称されるように、武士に相違ない。(平上C)

と結論され、滝口武者はその軍事的な専門性を要求されることから、特定の武門の家柄を中心とする出自であることを明らかにされている。この事実はつまり父親が下家司であった場合、その子が滝口になり得る可能性はほとんどないということを意味する。さらに下家司の家柄とはどのようなものか調べてみると、なにがしの院の預りは「陸まじき下家司にて、殿にも仕うまつる者なりければ、」と紹介されていた。この部分を『古典集成』は「(管理人は) 親しい下家司として、二条の院にも仕えているものだったので、」と「殿」を「二条院」としているが、『古典文学全集』は「左大臣。源氏の舅」と注をつけている。つまり、源氏自身に仕えたのかそれとも源氏の正妻であった葵上の実家である左大臣家に仕えていたのか、どちらに属する下家司なのかは意見の分かれるところなのだが、今はそのことに触れない。ただ当時の公卿たちの豪華な生活を支えたのは、受領層家司達の献身的な奉仕であったことは多くの研究者によって明らかにされている。家司というのは親王、内親王家、摂関、大臣などの権勢家の庶務を掌る職員のこと、「下家司」は、四位、五位の「(上) 家司」に対して、六位以下の家司をいう。『源氏物語』には二十例弱の「家司」の用例が見られるが、「下家司」という言葉は「夕顔」の例と「蓬生」巻だけで、末摘花を源氏が援助し始めると、それまで常陸宮家を見限つて離散していた奉公人達が、次々と帰参の希望を述べる場面で、

君(源氏)はいにしえにもまさりたる御いきほひのほどにて、もの思ひやりもまして添ひにければ、こまやかにおほしおきてたるに、にほひ出でて宮のうちやうく人目見え、木草の葉もたゞすくあはれに見えなされしを、遣水かき払ひ、前裁の本立ちも涼しうしななどして、ことなるおほえなき下家司のことに仕へまほしきは、かく御心とめておぼさる、事なめりと見とりて、御けしき給はりつつ、追従し仕うまつる。
〔蓬生〕三五四頁

と、源氏に認められようとして必死な下家司の動向が描かれている。元木泰雄氏が

恒例諸儀式で必要とされる米、油、塩、菓子、布、薪などを調達するのが下家司の仕事であり、その用途調達の基盤は荘園である。下文の発給により荘園からの主要な調進物を政所が統括し、その際の下文の作成、発給を下家司が独自に行つてい

た。こうしたことから下家司こそが政所に祇候し、その機能を実質的に担う存在であったと思われる。^(注十七)

と述べているところに思い合わせられるであろう。

ところでちょうど『源氏物語』が成立した頃の長和二年（一〇一三）八月五日、大納言藤原実資は侍所別当・案主等自家の家府職員を補任したが、そのときに家司に任用されているのが左兵衛尉宮道式光である。『小右記』は実資が彼を任用した契機として、「故義行朝臣子、義行朝臣自昔至閑暇、殊致勤節、仍為不空彼職所補也、以待從令書下也」と註釈を加えている。つまり式光の亡父義行が生前実資に勤節を尽くしたことがその契機であったというのだ。これは父子重代特定の家司に任用された事例であるが、大饗亮氏はこの記事を「家司は重代の職であることが多かった」と一般的に家司任用の契機を考える例証としてあげられ、「家司が父子相承の職になっていたことは、両者の結合が情誼的なものであったことに由来する」といわれる。^(注十八)このように大饗氏が「家司は重代の職であることが多かった」と述べ、また

父子相承の職となっていたことは、両者の結合が情誼的なものであったことに由来するものであり、非官僚的な結合であったことの証左といえよう。^(注十九)

とし、

平安時代の家司制は私的保護制によって支えられており、本主と家司は私的な要素によって結合され、かつ両者は恩顧と奉公とによって情誼的に結ばれている点は後世の封建的主従関係と全く同様である。^(同書・二五九頁)

と言及している。このことは『源氏物語』においても「少女」巻で、源氏の乳母子で家司でもある惟光の息子が「惟光の娘の）せうと童殿上する、常にこの君（夕霧）にまゐり仕うまつるを、例なつかしう語りひ給て、「少女」六五頁）と、源氏の子息、夕霧に仕えていることなどにも思い合わせられる。同じように下家司においても井原今朝男氏によれば、平安時代中期から末期にかけて特定の中央官人諸氏によって世襲独占化が見られるとの報告がなされている。^(注二十)

以上を総合して考えると、「院の預り」は実務官人である下家司であり、その子が滝口になるということはほとんどあり得ないことが判明する。すでに滝口は純然たる武士であり、武門としての家柄を背景に持つ存在であることは述べてきた。一方下家

司は実務官人としての能力を期待される事務系の専門職なのである。位階も六位程度の身分を有し経済や法に明るいことが要求されたはずである。両者は文と武という対極的な位置関係にある。子が自分の意志で自由に職業を決められる時代ではない。そうである以上「預かりの子」滝口は到底容認し難いものといわざるを得ない。滝口が隨身となつて貴人に付き従うことは既に詳述した。以上の歴史的な事実から考えても、この場面においては隨身こそが「滝口なりけり」と考えるべきことはやはり疑いを入れない。

付け加えて惟光・隨身・預かりの子、三者の人間関係という観点からも考えても、惟光は源氏の乳母子で「からうして惟光の朝臣まゐれり。夜中、あか月といはず御心にしたがへるもの、」（「夕顔」一七〇頁）とあるように源氏が最も信頼を寄せる臣下である。その惟光が源氏に付き従えないときに、その代行を任されるのはこの隨身であつた。「夕顔」巻の冒頭で、「御車もいたくやつしたまへり。前駆も追はせたまはず」というごくプライベートな外出にも付き従ひ、惟光不在の折には源氏の手足となり夕顔との仲立ちとして重要な役目を担つていた「例の隨身」である。また夕顔の通夜に東山に密かに向かう折には、「例の大夫（＝惟光）、隨身を具して出で給ふ」（一七八頁）とあるように両名が源氏の秘密を共有する堅い信頼関係にあつたことは容易に想像される。そうであるなら惟光が「なにがしの院」を「一時的に離れようとするとき、「あか月に御迎へにまゐるべきよし」をそつと耳打ちする相手は隨身と預かりの子のどちらであらうか。この院の預かりの子も「むつましく使ひたまふ若きをのこ」とあつたが、それは源氏との主従関係においてであり、惟光との関係ではない。しかも従来の解釈ではその存在を完全に黙殺されている隨身だが、すこし後の箇所、

このをとこ（＝院の預かりの子）を召して、「ここに、いとあやしう、物におそはれたる人のなやましげなるを、ただいま惟光の朝臣の宿る所にまかりて、急ぎまゐるべきよし言へと仰せよ。…」（二六八頁）

とあるが、意味は「言えと（随人に）仰せよ」ということであるから、今回は源氏の命令は正確に隨身に伝えられ、隨身は命じられたことを実行に移した。しかし前回は「随人も弦打ちして絶えず声づくれ」と命じられたにもかかわらず、無視されるといふ不可解な展開となつている。この時の源氏の言葉には、隨身が惟光の居場所を当然知つていることを前提として話しぶりである。そうであればなおさら一時的に隨身が黙殺されてしまうことや、預かりの子の屋内・屋外上の移動に不可解な動きが生じたりする従来の解釈の不自然さが改めて浮き上がつて来るのではないか。

ではこれらの矛盾を解消するためにはどうしたらよいのか。結論的に言えば、それは「問はせたまへ」を「二重敬語」（最高

敬語)ではなく、「使役・尊敬」で考えるべきであるということになる。つまり源氏が預りの子を仲介として随人に尋ねさせた
と読むのである。こう考えて初めて今まで曖昧であった登場人物の位置関係・動き・人間関係がすべてすっきりする。預かりの
子は渡殿に控えて、源氏の用命に応えるべく待機している。それはちょうど清涼殿において帝のそば近くに仕える蔵人の役目に
相当するであろう。隨身は滝口武者でもあり、源氏の警護のため弓箭を帯して庭先に伺候している。先に述べたように滝口は昇
殿を許されない身分であり、そのため蔵人が取り次いで滝口の名を奏聞したのであった。これが清涼殿で行われる名対面である。
つまり滝口は渡殿ではなく庭先に伺候しているのが自然な定位置なのである。そして預かりの子が蔵人の役目を担うことで宮中
と同じような状況が設定されたことになる。「院の預り」のいる別納に向かい、「弓弦いとききくしく打ち鳴らし」「火あやふし」
と唱えながら移動するのも屋外に伺候している隨身ならきわめて自然な行動と納得できるし、なにより源氏が、

内をおぼしやりて、名対面は過ぎぬらん、滝口の宿直申いまこそ、とおしはかり給は、まだいたう更けぬにこそは。

(二六六頁)

という感慨を抱くのも、この不吉な状況下に身を置きながら滝口の「弓弦いとききくしく打ち鳴らし」す、その(破邪の)力に
強い期待と安堵感を抱いたからであろう。預かりの子がいちいち渡殿から降りたり上がったりにしては到底この場の緊迫した
状況とそぐわず、物語の感興も削がれてしまうに違いない。しかも、

さぶらひつれど仰せ言もなし、あか月に御迎へにまゐるべきよし申してなんまかで侍りぬる

(二六五頁)

という惟光に関する情報は、先にのべた惟光と隨身の関係から考えても、隨身本人が源氏に申し上げた言葉(それはたとえ「預
かりの子」に仲介されたにしろ)であることは間違いない。これらの事実はずべてここが「二重敬語」ではなく、「使役・尊敬」
で解釈すべきことを物語っている。

以上のことから、この場面の解釈はまずその登場人物の位置関係を明らかにすることから始まる。そして隨身こそが元は滝口
であったという解釈を導入すべきだと考える。しかも当時の滝口、下家司の出自、また惟光と隨身との関係等からもこの論はいっ
そう補強されるのではないか。

ただしこの筆者の考え方は残念ながら完全とはいいきれない点がある。それは「隨身」は本来「近衛舎人」に属するというこ

とである。当時の近衛舎人は貴人の護衛というより、見栄えの良さや教養が重視される一種のアクセサリー化した存在であった。それに比べ滝口武者は蔵人所に属し、あくまでも武者として行動した無骨な武人というイメージがある。しかも「夕顔」の冒頭箇所で見られる隨身は、源氏と夕顔との中を優雅にとりもつ重要な役目を果たし、確かにその発言は武者というイメージにはそぐわないといえる。また「続古事談」に近衛の舎人として名を得る条件として、

近衛の舎人は、よき人のちかくめし仕ものにて、事にふれてなさけあり、みめよく、芸能・ふるまひ人にことなるべきものなり。」
 (『続古事談』巻五・三四「新日本古典文学大系」「古事談 続古事談」)

と記され、また、『江談抄』には

故帥大納言(源経信・宇多源氏。道方の子。博識多芸。権大納言。長和五年(一〇一六)〜承德元年(一〇九七))、常に談りて云く、『隨身は公家の宝なり』」
 (『江談抄』第三・七七「新日本古典文学大系」)

とあるが、「夕顔」巻冒頭で描かれる隨身は、ここで記される近衛の舎人を髣髴とさせる応答を源氏と交わしている。そのことが隨身と滝口を同一視する場合の障害になってきたと思われる。しかし、このことについて筆者はこう考えている。実は物語の作者も始めはこの隨身を一般的な近衛の舎人と想定していたのだと考えられる。しかし物語の展開は作者自身にとっても意外な展開となり、その処理を行うために少々無理な筋書きの変更を迫られた。そして「隨身」滝口」という設定を導入せざるを得ないことになってしまったのではないだろうか。その理由は物語といえども滝口の有する特別な力(辟邪の武)が、生き霊を抑え込むためにどうしても必要となったからではないだろうか。その無理な設定は結果的に読者を困惑させることになった。ただし滝口が隨身を勤めることは、当時作者の周辺には事実として存在していたのであるから、当時の読者には我々のように誤読する可能性は低かったと思われる。これは物語の成立過程を考えるうえでも興味ある問題を孕んでいて、「夕顔」巻の成立過程を考えるうえで今後さらに考察を深めて行きたいと考える点である。

さて以上論じてきた結果「夕顔」巻での最高敬語の使用は、冒頭で源氏が自分の乳母の病気見舞いに訪れる場面だけということになり、そこには乳母と養君との特殊な関係性を表現する効果が期待されていたことを論証した。またもう一つの生霊の出現の場面においては玉上琢彌氏が提唱する「付かないはずの人も、はなはだしく身分の低い人々と一座するときには敬語が付くのだが、それと同じく敬語段階上昇の例である」として二重敬語の使用を説明しているが、実はそういう考え方ではここは解決できず、むしろ「使役+尊敬」の用法として捉えるべきであるというのが私の結論である。その理由として、物語が展開して行く過程で生じた不吉な感覚を、なんとか鎮める目的で急遽人物設定を行ったことが言葉の混乱を生んだと推定するからである。その混乱を解きほぐしていけば、ここは「二重敬語」ではなく本来「使役・尊敬」として解釈すべきことを論証した。本論中でも述べたが『源氏物語』の作者は、二重敬語というものを周囲との身分差によって恣意的に使用してはならず、天皇・后など公的に最上位に属する人物に付随する、きわめて公的な敬語法と考えていると思われる。そしてその最高位に属する人の恩恵が及ぶ範囲にある行為であれば、臣下である源氏にも二重敬語が使用される場合がある。当然この敬語法はきわめて公的な表現になるので、男女や親子関係の場面においては原則的に使用されない。また使用されているように見える場面においても、基本的にそこには公的な関係が背後に潜んでいると考えるべきである。そしてこの二つのケースを通して思うことは、改めて「夕顔」巻の特殊性ということである。この巻の特徴は光源氏が本来直接触れ合うことのない階層の人たちと触れあうことにある。それは当時の最上位の階級に属する人々にはなじみの薄い世界であったにちがいないが、その両者を知ることの出来る紫式部によって橋渡しがなされた。その中・下層に属する人たちに人間としての表情を与え、上層階級の人たちに紹介したものがこの「夕顔」巻であったということも出来ようか。もちろん現代のわれわれからすればその描写は不十分であるだろうが、作者は時に二重敬語を用い当時の社会における乳母の立場を巧みに描きだし、また人物相互の複雑な関係をも敬語を駆使することによって描出した。これが筆者が抱いた「夕顔」巻に対する感想である。敬語の問題はまだまだ奥が深く、今では気付かなくなってしまう事実が眠っている可能性がある。今後とも関心を持ち続け、研究を深めて行きたいと考えているが、今回はひとまずここで筆を置くことにする。

- 注一 北山谿太『源氏物語の新研究』・桐壺篇 武蔵野書院 一九五六年
- 注二 玉上琢彌「敬語と身分」―八代集の詞書を材料に―『国語国文』第九卷第五号
- 注三 吉海直人『源氏物語の乳母学』世界思想社
- 注四 前掲書・三八頁
- 注五 前掲書・四〇頁「中右記一」寛治七年（一〇九三）十二月二十一日条「白河院が乳母親子（ちかこ）の病氣見舞いに御行の記事」・『台記』
- 康治二年（一一四三）六月六日条 藤原頼長が乳母備後を見舞う等
- 注六 『岷江入楚』は『弄花抄』からの引用として「さぶらひつれど仰せ言もなし、」以下の言葉を、「あつかりの子が詞也」とし、『湖月抄』は同じく「院のあつかりの子が詞也」としている。
- 注七 「敬語の文学的考察」（注・『国語国文』第二十一卷第二号 昭和二十七年三月・後に『源氏物語評釈』に収録）
- 注八 『岷江入楚』は「箋」（三光院実枝の『山下水』）の説として「院の預りの子」と「睦ましく使ひ給ふ若き男」を別人とすれば、「今夜さぶらう者四人也」ともいう。
- 注九 「べちなう（別納）の方にぞ曹司などして人住むべかめれど、こなたは離れたり。」（一一〇頁・三行）
- 注十 近藤好和『弓矢と刀剣』吉川弘文館 一九九七年
- 鈴木敬三「木弓と伏竹の弓」国学院大学編『古典の新研究』三 角川書店 一九五七年
- 注十一 『今昔物語集』一五―一六に源頼光が花山院（当時皇太子）の命により、与えられた弓と引目で東三条殿の堂の軒にいる狐を射た説話では、頼光が透渡殿から矢を射たとなっているので必ずしも屋内で弓箭を帯していないことはありえないことではない。しかしこれはあくまでも命じられ弓を他者から与えられた特殊なケースと考えるべきであろう。
- 注十二 吉村茂樹「滝口の研究」『歴史地理』五三の四
- 注十三 野口実、角田文衛編『平安の都』朝日選書 一九九四年
- 注十四 高橋昌明『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会・二〇〇〇年 第二部第六章
- 注十五 米谷豊之祐「滝口武者考」第二章 院政開始期迄の滝口の様態『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社 一九九三年
- 注十六 野口実「撰関時代の滝口」『中世の社会と武力』吉川弘文館 平成六年
- 注十七 元木泰雄「撰関家政所に関する一考察」『日本政治社会史研究』中、所収・岸俊男教授退官記念会編
- 注十八 『岡山大学法経学芸誌』十三号、四十二頁
- 注十九 大饗亮「第五章 平安後期律令官制における主従的構成―家司制度を中心として―」『封建的主従制成立史研究』、風間書房 一九六七年・一五三頁
- 注二十 『荘園制支配と惣地頭の役割』歴史学研究 第四四九号